

第7回定期総会議事録	
1、日 時	平成30年7月27日(金)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員8名(国分、前田、橋本、宮瀬、奥、今井、多村、北村)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、高倉、後藤
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番高倉委員、15番村上委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、2番高倉委員、15番村上委員にお願いします。
議案審議	
議第1号	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について
議 長	1番、2番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番、2番議案朗読
議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番、2番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番(橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。1番は解約後に農地法第5条申請、2番は農地法第3条申請となっております。審議をお願いします。

議 長	1 番、2 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番、2 番は許可と致します。続きまして 3 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	3 番議案朗読
議 長	3 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	3 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は自作となっております。特に問題はないと思われます。審議の程お願い致します。
議 長	3 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 3 番は許可と致します。続きまして 4 番から 12 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	4 番から 12 番議案朗読
議 長	4 番から 12 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13 番 (玉麻)	4 番から 10 番までは借人が体調不良により耕作できないため、合意解約に至ったということです。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後については、9 番は農地法第 3 条申請、7 番と 8 番は利用権設定、11 番は水害の被害を受けており回復後に利用権設定をすることです。
議 長	4 番から 12 番について、玉麻委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 4 番から 12 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	空き家バンク付随農地について
議 長	空き家バンク付随農地について事務局お願いします。
事務局(高倉)	議第 2 号朗読
議 長	議第 2 号について、事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号は承認致します。
議案審議 議第 3 号	農用地利用集積計画 (案) について
議 長	議第 3 号農地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	只今説明のありました平成 30 年 (7 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご意見ありませんので、議第 3 号平成 30 年 (7 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定については承認と致します。 続きまして、議第 3 号平成 30 年 (7 月分) 農用地利用集積計画 (案) の所有権移転について農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)

議 長	只今説明のありました平成 30 年（7 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご意見ありませんので、議第 3 号平成 30 年（7 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認と致します。
議案審議 議第 4 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番、2 番の報告をお願いします。
事務局(高倉)	1 番、2 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番、2 番についての調査報告を橋本委員をお願いします。
1 番(橋本)	（1 番、2 番の現地について説明） それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番、2 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番、2 番許可と致します。続きまして 3 番を事務局の報告をお願いします。
事務局(高倉)	3 番を朗読
議 長	議第 4 号 3 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。

<p>2 番 (高倉)</p>	<p>(3 番の現地について説明)</p> <p>隣接する譲受人の土地を通らなければ進入路がないということで贈与に至ったということです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 4 号 3 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので議第 4 号 3 番は許可と致します。続きまして 4 番を事務局。議事参与により、橋本委員は退室をお願いします。</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>4 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 4 号 4 番についての調査報告を義経委員にお願いします。</p>
<p>4 番(義経)</p>	<p>(4 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件も満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 4 号 4 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので議第 4 号 4 番は許可と致します。続きまして 5 番を事務局。議事参与により、多村推進委員は退室をお願いします。</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>5 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 4 号 5 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。</p>
<p>6 番(田畑)</p>	<p>(5 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。</p>

議 長	議第 4 号 5 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 5 番は許可と致します。続きまして 6 番を事務局。橋本委員、多村推進委員は入室をお願いします。
事務局(高倉)	6 番を朗読
議 長	議第 4 号 6 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。
6 番(田畑)	(6 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 6 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 6 番は許可と致します。続きまして 7 番を事務局。
事務局(高倉)	7 番を朗読
議 長	議第 4 号 7 番についての調査報告を門脇委員をお願いします。
11 番(門脇)	(7 番の現地について説明) 譲受人が空き家バンクで家を買って、横の畑を自分で耕作するとのこ とです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 7 番については、門脇委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 7 番は許可と致します。続きまして 8 番、9 番を事務局。
事務局(高倉)	8 番、9 番を朗読
議 長	議第 4 号 8 番、9 番についての調査報告を小野委員にお願いします。
10 番(小野)	<p>(8 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま す。審議お願い致します。続いて 9 番についてです。</p> <p>(9 番の現地について説明)</p> <p>譲渡人は名古屋に住んでおりますので、管理ができないということで、 今まで管理していた譲受人と売買するとのことです。譲受人は農地取得 要件を満たしており、問題はないかと思われま す。</p>
議 長	議第 4 号 8 番、9 番については、小野委員の調査報告のとおりですが 質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 8 番、9 番は許可と致します。
議案審議	
議第 5 号	議第 5 号
議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番 (田畑)	<p>(1 番の現地について説明)</p> <p>本案件は昭和 46 年 5 月に住家建築用地として 4 条許可済みですが今回 事業承継者が車庫用地として事業承継することとなりました。</p> <p>詳細については後程 5 条の案件で説明いたしますが特に問題はないと 思われますので審議お願い致します。</p>

議 長	議第 5 号 1 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 6 号	議第 6 号
議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 番事務局お願いします。議事参与により、橋本委員は退室をお願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。
国分推進委員	(1 番現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅用地です。排水については合併処理浄化槽で、周辺の農地に影響はありません。以上審議お願いします。
議 長	議第 6 号 1 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。では次に 2 番を事務局。
事務局 (中春)	2 番を朗読
議 長	議第 6 号 2 番についての調査報告を国分推進委員お願いします。



国分推進委員	(2番現地について説明) 転用目的は事務所兼工場用地です。排水は合併処理浄化槽を設置し隣接の水路に放流です。問題ないと思われます。以上審議お願いします。
議 長	議第6号2番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第6号2番については許可相当とし、県に進達致します。では3番事務局
事務局(中春)	3番を朗読
議 長	議第6号3番についての調査報告を前田推進委員お願いします。
前田推進委員	(3番現地について説明) 転用目的は賃貸戸建店舗併用住宅用地です。排水は公共下水道、雨水は道路側溝に放流です。区画整理が行われた地区で周辺に農地はありませんので問題ないと思われます。審議お願いします。
議 長	議第6号3番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第6号3番については許可相当とし、県に進達致します。4番事務局
事務局(中春)	4番を朗読
議 長	議第6号4番についての調査報告を橋本委員お願いします。
1番(橋本)	(4番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。排水は公共下水道に、雨水は隣接する水路に放流ということです。周辺の農地についても問題はないと思われるので審議お願いします。

議 長	議第 8 号 4 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 4 番については許可相当とし、県に進達致します。
事務局 (中春)	続きまして 5 番事務局 5 番を朗読
議 長	議第 6 号 5 番についての調査報告を坪根委員お願いします。
3 番 (坪根)	(5 番現地について説明) 5 番の転用目的は事業所敷地拡張用地です。排水については前面の道路側溝に放流します。境界確認も出来ており、隣接する農地の同意も取れているので特に問題はないと思われま
議 長	議第 6 号 5 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 5 番については許可相当とし、県に進達致します。続きまして 6 番事務局
事務局 (中春)	6 番を朗読
議 長	議第 6 号 6 番についての調査報告を義経委員お願いします。
4 番 (義経)	(6 番現地について説明) 転用目的は建売分譲用地 4 区画です。境界確認も出来ており、分譲後の生活排水は合併浄化槽で処理します。周辺の農地への影響もございません。特に問題はないと思われま

議 長	議第 6 号 6 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 6 番については許可相当とし、県に進達致します。続きまして 7 番事務局。
事務局 (中春)	7 番を朗読
議 長	議第 6 号 7 番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6 番 (田畑)	(7 番現地について説明) 7 番について報告します。この件は先ほど 5 号議案で説明しました事業計画変更によるものです。場所は先ほど説明したとおりです。 転用目的は車庫用地で社員が業務用の車への乗り換えのため 10 台分の駐車スペースを作るとのことです。 雨水は敷地内で集水し北側水路へ放流します。 境界確認も出来ており問題ないものと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 6 号 7 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 7 番については許可相当とし、県に進達致します。続きまして 8 番事務局
事務局 (中春)	8 番を朗読
議 長	議第 6 号 8 番についての調査報告を石川委員お願いします。
8 番 (石川)	(8 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水道、雨水は水路に放流します。特に問題はないと思われますので審議お願い致します。

議 長	議第 6 号 8 番については、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 8 番については許可相当とし、県に進達致します。続きまして 9 番事務局
事務局 (中春)	9 番を朗読
議 長	議第 6 号 9 番についての調査報告を北村推進委員お願いします。
北村推進委員	(9 番現地について説明) 転用目的は保育園敷地拡張用地です。境界の確認も出来ており、排水溝もあり、農業集落排水も通っています。特に問題はないと思われま るので審議お願い致します。
議 長	議第 6 号 9 番については、北村推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 9 番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 7 号	議第 7 号
議 長	非農地証明願に関する件について。1 番～3 番まで事務局。
事務局 (高倉)	1 番～3 番を朗読
議 長	議第 7 号 1 番から 3 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)

<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 7 号非農地証明願に関する件について、1 番～3 番を適当とし、証明を発行致します。</p>
<p>議案審議 議第 8 号 議 長</p>	<p>議第 8 号 その他について事務局よりお願いします。</p>
<p>福永局長</p>	<p>議第 8 号 (別紙議案のとおり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 12 番については許可と致します。 議第 2 号空き家バンク付随農地について 1 番、2 番は承認と致します。 議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 9 番については許可と致します。 議第 5 号農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。 議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 9 番については許可相当として県に進達致します。 議第 7 号非農地証明願に関する件について 1 番から 3 番については承認と致します。 以上を持ちまして、平成 30 年第 7 回定期総会を閉会します。 (終 午前 10 時 40 分)</p>